

子高第131号
令和4年4月25日

各市町村介護保険主管課長 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公印省略)

令和4年度「島しょ地域介護人材確保対策事業」の周知への協力について（依頼）

平素より、本県の介護人材確保対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

県では、平成29年度より人材確保が厳しい離島地域における島外からの介護人材受入れ等を支援するために、受け入れに要した費用等を補助するための「島しょ地域介護人材確保対策事業」を実施しているところでございます。

また、令和元年度からは、県内全域で人材確保が非常に厳しい状況となっていることを鑑み、一部メニューを沖縄本島内の法人等も対象としております。

さらに、昨今は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、様々な介護研修がオンラインにより開催されていることから、令和4年度からは、離島及び過疎地域の法人等を対象にした「オンライン研修環境整備支援」を新たにメニューに追加し、介護職員の積極的な研修参加を促進してまいります。

つきましては、今年度も、別添のとおり介護人材の確保及び育成について支援を予定しておりますので、貴管内介護サービス事業所への周知について御協力をお願い申し上げます。

記

《添付資料》

○島しょ地域介護人材確保対策事業のご案内

《案内》

○申請方法、申請書様式等は、以下の県高齢者福祉介護課HPに掲載します。（5月～）

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/tousyochiiki29.html>

担当：高齢化対策・介護人材班（南風原）

MAIL : haebarak@pref.okinawa.lg.jp

TEL:098-866-2214 FAX:098-862-6325

令和4年度島しょ地域介護人材確保対策事業について

- 平成29年度より「離島地域」の介護サービス事業所の人材確保を支援するためにスタートし、人材育成に係る取組にも支援メニューを拡充する。
- 県全域で介護人材の確保が厳しくなってきていることから、一部支援メニューは本島内介護サービス事業所も対象にしているところ。
- 令和4年度は、下記の(5)オンライン研修環境整備支援を追加して実施する。

事業概要

1 補助内容等

(1)介護専門職員受入支援

《補助対象者》①県内離島及び過疎地域で介護保険法に基づく介護サービス事業所等(基準該当サービス及び離島等相当サービスを含む)を運営する法人等(以下「法人等」という)。

②沖縄本島内(過疎地域を除く)法人等

※県外からの介護専門職、または県内離島から新規学卒者を雇い入れる場合

《補助要件》①令和3年1月1日から12月31日の間に、事業所等の所在する離島・過疎地域以外に居住していた介護専門職(介護福祉士、介護支援専門員、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護職員初任者研修修了者(採用後に修了した者も含む))を新たに雇用(就職)し、かつ、当該職員が3ヶ月就労したこと(到達日が令和3年4月1日～令和4年3月31日)

《補助対象経費》転居を伴い要した経費:赴任旅費、運搬費(引越、車両運搬等)、住宅の賃貸借契約に係る初期費用(敷金・礼金、保険料)

※手当、燃料費(ガソリン代)、住宅賃貸借に係る家賃は対象外

《補助率・補助額》定額補助(一人あたり無期雇用契約200,000円、有期雇用契約100,000円を上限)

(2)介護専門職採用活動支援

《補助対象者》①県内離島及び過疎地域の法人等。

②沖縄本島内(過疎地域を除く)法人等(県外の介護専門職、離島の新規学卒者の採用活動)

《補助要件》○(1)に示した介護専門職員を採用するために、島外又は過疎地域外並びに県外での企業説明会等に参加した場合

○(1)に示した介護専門職員を採用するために、事業所等が採用活動の一環として実施する「事前視察」及び職場体験(インターン)に、採用予定者が参加する場合に要した旅費を補助する。

《補助対象経費》旅費 ※旅費は航空運賃、船賃、宿泊料のみを対象とする。

※宿泊は開催日の前日から最終日当日まで認め、1泊9,800円以内とする

《補助率・補助額》一法人あたり、補助対象経費の2/3(100,000円を上限)を補助

※年間複数回参加した場合でも上限は同額とする。

(3) 介護職員初任者研修等開催支援

《補助対象者》 ①離島の法人等

②離島を有する自治体

《補助要件》 離島の法人等または離島を有する自治体が主体となって「介護職員初任者研修」「介護福祉士実務者研修」を開催する場合

《補助対象経費》 報酬、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(切手、郵送料、運搬費)、委託料等

※食糧費(講師との食事、受講者用の菓子等)は対象外

《補助率・補助額》 定額補助(500,000円を上限)

※年間複数回開催した場合でも上限は同額とする。

(4) 介護支援専門員等研修受講支援

《補助対象者》 県内離島及び過疎地域の法人等。

《補助要件》 介護支援専門員法定研修、介護支援専門員実務研修、訪問介護事業所従事者の資質向上に資する研修を受講する場合

《補助対象経費》 旅費

※旅費は航空運賃、船賃、宿泊料のみを対象とする。

※宿泊は研修日程の前日から最終日当日まで認め、1泊9,800円以内とする。

《補助率・補助額》 1人あたり、補助対象経費の2/3(100,000円を上限)を補助

(5) オンライン研修環境整備支援(追加)

《補助対象者》 県内離島及び過疎地域の法人等。

《補助要件》 補助期間内に介護職員の資質向上等に資する「介護職員初任者研修」「介護福祉士実務者研修」「介護支援専門員法定研修」「介護支援専門員実務者研修」「訪問介護事業所従事者の資質向上に資する研修」等へ参加するためのタブレット端末の購入等、オンライン研修の受講環境を整備する場合。

《補助対象経費》 ①参加するオンライン研修の環境整備のための機器購入

需用費(消耗品費)、役務費(手数料、通信運搬費)、備品購入費

②参加するオンライン研修のWi-Fi環境整備

需用費(消耗品費)、役務費(手数料、運搬費)、委託料、備品購入費

※通信費等のランニングコストについては補助対象外。

《補助率・補助額》 ①機器1台あたり補助対象経費の3/4(75,000円を上限)を補助。

※研修参加職員数の2割を補助上限台数とする。

②事業所あたり補助対象経費の3/4(300,000円を上限)を補助。

2 問い合わせ先

■ 沖縄県高齢者福祉介護課 高齢化対策・介護人材班(担当:南風原)

電話:098-866-2214 / FAX:098-862-6325 / MAIL:aa021156@pref.okinawa.lg.jp

■ 沖縄県高齢者福祉介護課ホームページで申込み方法や様式を提示しております。

令和4年度 島しよ地域介護人材確保対策事業 申請・交付スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請者 スケジュール	■第1回事業計画書の提出(7/1～9/30) ・法人の場合は、運営する各サービス事業所分を取りまとめて、メールにて別添事業計画書」を提出 ・提出後、変更があった場合は、計画書を再提出	■第1回補助金交付申請書の提出(8/1～10/28) ・法人の場合は、運営する各サービス事業所分を取りまとめて申請してく ■第2回事業計画書の提出(10/3～11/30)	■第1回実績報告書の提出(11/1～2/28) ・法人の場合は、運営する各サービス事業所分を取りまとめて申請してく ■第2回事業計画書の提出(11/1～12/28)	■第1回事業計画書の提出(～11/30) ■第2回実績報告書の提出(～3/14)	■第1回額の確定(11月～)、補助金支払い(11月～4月) ・実績報告書を精査し、補助金額を確定して通知します。その後、指定の口座に補助金を振り込みます。				
沖縄県	■県より第1回事業計画書受理のメールを返信 ■8月から県より交付申請書の提出を依頼予定	■第1回補助金交付決定 ・県より決定通知書を送付(9/1～11/30)	■第2回事業計画書受理のメール返信、申請書の提出依頼						
対象事業 ①介護専門職受入支援	【対象者】○県内全域の介護サービス事業所を運営する法人。ただし、本島(過疎地域を除く)は県外の介護専門職と離島からの新規学卒者を採用した場合を対象とする。 【対象となる新規採用就職者】R3.1/1～12.31に新たに採用・就職し、R4.3.31までに就労3ヶ月を迎える方(既に3ヶ月を迎えている場合も含む) 【対象となる専門職】①介護福祉士、②介護支援専門員、③看護師、④准看護師、⑤理学療法士、⑥作業療法士、⑦言語聴覚士 ⑧介護職員初任者研修修了者(採用後に研修を終了した者も含む) 【補助対象経費】転居に要した経費：赴任旅費、運搬費(引越、車両運搬等)、住宅の賃借に係る初期費用(敷金・礼金)、保険料 【補助額】定額補助(無期雇用契約は一人あたり上限額200,000円、有期雇用契約は100,000円)	【対象事業所】県内全介護サービス事業所。ただし、本島事業所(過疎地域を除く)は県外の介護専門職または離島の新規学卒者の採用活動のみを対象とする。 【補助対象経費】旅費(航空運賃、船賃、宿泊料(上限1泊9,800円、開催日の前日から最終日当日まで)) 【補助額】1法人あたり、補助対象経費の2/3を補助(上限額：100,000円) ※複数回参加した場合でも上限額は同額とする。	【対象事業所】離島の介護サービス事業所を運営する法人または自治体(一離島一事業所を想定) 【対象となる研修】介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修 【補助対象経費】報酬、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費等)、役務費、委託料等。※食料費は対象外 【対象事業所】離島及び本島過疎地域(北部3村1町)の介護サービス事業所を運営する法人 【補助対象経費】旅費(航空運賃、船賃、宿泊料(上限1泊9,800円、研修初日の前日から最終日当日まで)) 【補助額】1人あたり、補助対象経費の2/3を補助(上限額：100,000円)	【対象事業所】県内離島及び過疎地域の法人等。 【補助要件】補助期間内に介護職員の資質向上等に資する「介護職員初任者研修」「介護支援専門員研修」「介護福祉士実務者研修」「訪問介護事業所従事者の資質向上等に資する研修」介護支援専門員法実務研修及び研修の受講環境を整備する場合 【補助対象経費】①参加するオンライン研修の機器購入・需用費(消耗品費)、役務費(手数料、通信運搬費)、備品購入費 ②参加するオンライン研修のWi-Fi環境整備・需用費(消耗品費)、役務費(手数料、通信運搬費)、委託料、備品購入費 ※通信費等のランニングコストについては補助対象外。 【補助率・補助額】①機器1台あたり補助対象経費の3/4(75,000円を上限)を補助。 ②事業所あたり補助対象経費の3/4(300,000円を上限)を補助。	①介護支援専門職受入支援 ②介護専門職初任者研修 ③介護職員初任者研修 ④介護支援専門員等研修受講 ⑤オンライン研修環境整備支援(追加)				